

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第69号

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例

相模原市立博物館条例(平成7年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とき」の次に「(次条第1項に規定する定期券により観覧しようとするときを除く。)」を加え、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「企画の展示」の次に「又は特別の催し」を、「資料」の次に「又は当該特別の催し」を加える。

第20条を第22条とする。

第19条中「第14条」を「第16条」に改め、同条を第21条とし、第11条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第10条中「第7条」を「第9条」に、「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「第7条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条の見出し中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条中「納付された観覧料」の次に「及び特別席の利用に係る料金(以下「観覧料等」という。)」を加え、同条ただし書中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「前条第1項及び第2項」を「第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(定期券の交付等)

第4条 教育委員会は、利用者(教育委員会規則で定める者を除く。)が定期観覧に係る観覧料として別表第2に定める観覧料を納付したときは、プラネタリウム投影及び全天周映画の定期観覧に係る観覧券(以下「定期券」という。)を交付する

ものとする。

- 2 定期券は、再交付しない。ただし、定期券を汚損等した場合において、当該定期券の記載内容を確認でき、かつ、これを回収することができるときは、この限りでない。
- 3 定期券を改変して使用したときその他教育委員会が不正利用の手段として使用したと認めるときは、当該定期券は無効とし、回収する。

(特別席の料金)

第5条 利用者は、プラネタリウム投影若しくは全天周映画又は特別の催しを観覧しようとする場合において、特別席を利用しようとするときは、観覧料とは別に、別表第3に定める料金を納付しなければならない。

- 2 前項の料金は、前納とする。

別表備考1中「準ずる者」の次に「(以下「児童生徒等」という。)」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第4条関係)

区 分		単 位	定期観覧に係る観覧料	
			大 人	小 人
プラネタリウム投影及び全天周映画	個 人	1年につき	2,000円	800円

備考 小人とは、児童生徒等をいう。ただし、市内の子どもを除く。

別表第3(第5条関係)

区 分	単 位	料 金
特別席(シングル)	1席1回につき	300円
特別席(ダブル)	1席1回につき	600円

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。